

令和3年度 第1回大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会 委員意見まとめ

(令和3年9月27日(月)午後2時～3時30分)

1 個別事案への対応に関する主な意見

- ・電動車いすのパンフレットの「電動車いすを持ち上げる」という記載があるが、その根拠を知りたいという申出に対し、ご本人とコミュニケーションを取り、その時の最善の方法を検討していただくよう返答した事例。

【委員からのご意見】

引き続き、本人の声を聴きながら、柔軟に対応をしていただくように働きかけていってほしい。

- ・コンサートホールに入場する際、感覚過敏で長時間のマスク着用が困難な方が、フェイスシールドの着用で入場できないか確認したところ、マスク着用以外は認められずコンサートを見ることができなかったという事例。

【委員からのご意見】

業界団体が作成している感染対策のガイドラインにおいて、マスクの着用が難しい人への配慮というような文言を盛り込む形でガイドラインの変更について働きかけを行ってほしい。

- ・幼稚園への入園が決まっていた子の言葉の発達が遅いということで、入園後半年経っても改善が見られなければ退園してもらおうと言われたという申出の事案。

【委員からのご意見】

幼稚園や保育所の入園拒否や退去要請のような案件が複数あるので、関係部局と連携して断ってはいけない、拒否してはならないということを前提に、具体的な合理的配慮を提示しながら研修や啓発を進めていってほしい。

- ・精神障がいのある方で市営住宅への入居が決まったが、自治会長から1回は班長をしなければならないと言われ、精神障がいがあるため難しいと伝えたが、受け入れてもらえずに差別的な発言を受けたとされる事案。

【委員からのご意見】

住宅管理センターや都市整備局がよく問題を理解してほしい。本人の苦手な部分を丁寧に聞き取って、難しい場合は免除するなど住民側を説得する動きをしてほしい。問題の根本をきちんと理解しておかないとまた同じような差別が起きてしまうことになるので、問題の理解をきちんとしてほしい。

また、入居者の高齢化にともない自治会活動そのものの根本の原因についても併せて検討いただきたい。

2 障がい者差別解消法に関する研修・啓発等の実績について

→部局をまたがった課題の差別について、関係部局の職員に対して研修できるような仕組みを考えてほしい。差別に対する認識が十分できていないから良かれと思ってしたことが差別になってしまうこともよくあるので、未然に防ぐために部局にまたがった課題の研修を検討してほしい。

まだまだ障害者差別解消法を知らないという方もいる事実があるので、幅広くこちらから出ていくような身近な研修を関係機関と連携をとって、法律を知ってもらうことが重要である。